

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年度第10回（定例会）

署名人 神村 洋子

委員長 添石 幸伸

開催日時 平成26年8月26日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時37分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、神村洋子委員、渡慶次克彦教育長

欠席委員 饒波正博委員

議 事 日 程

（1・2については非公開）

- 1 報告1 教育長が臨時代理したことについて 【総務課】
- 2 報告2 職員人事（採用）に関する教育長の専決について 【総務課】
- 3 議案第27号 那覇市いじめ防止基本方針の策定について 【学校教育課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、末吉正幸副参事、稲森恵子主査、伊禮道子主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

（学校教育課）宇根克副参事

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長 　　ただいまから平成26年度第10回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日は饒波委員が欠席となっておりますが定足数は満たしています。本日の会議録署名は神村委員にお願いいたします。それでは進行して参ります。本日の議事日程1と2の報告については、人事に関わる案件であるため、非公開とすることが適当であると思われま。す。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項」により非公開について採決いたします。報告1、報告2については、非公開としてよろしいでしょうか。

全　　員 　　異議なし

添石委員長 　　それでは報告1及び報告2については非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

添石委員長 　　ここで非公開を解かせていただきたいと思。います。続きまして議案第27号「那覇市いじめ防止基本方針の策定について」に移ります。それでは、ご説明をお願いいたします。

田端部長 　　提案理由説明

宇根副参事 　　資料説明

添石委員長 　　それでは、饒波委員からの意見書も届いているのですが、その前にまず本日出席の委員の皆様方からのご意見、ご質問を先にいただきたいと思。います。はい、神村委員。

神村委員 　　6ページの、重大事態の捉え方ですけれども、「なお、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」というところ、重大事態があったという申し出があった時、重大事態の中の上で掲げているものに相当するときに意味していますか。それとも、「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態といえない」と、学校がそう言っていたとしても、重大事態と捉える必要があるとなっているこの辺りが、これから今後対応がむずかしいですよ。ね。つまり学校と保護者の食い違いが出てくるというものですよ。ね。これに関してはこの文を入れたという意味がありますか。

添石委員長 　　それではご回答ください。はい、田端部長。

田端部長 　　神村委員がおっしゃるとおりです。重大事態の意味づけですけれども、現実的にそういう被害を被ったりする場合、それに加えて相当の期間、学校を欠席するという場合、そういう状態があった時に、保護者がこれはいじめによるものですよと言ってきた場合については、学校がそうじゃないという事を主張しても、重大事態と捉えて、事務の対応にあたって行きたいということをお願いしているところでもあります。これは、今回やっている中学校の事案についてのことが、現実にならな。っているわけですが、市長部局の総務部ともいろいろ調整し、当初は外す

ことも一度想定したのですが、本件について長期の欠席をしているという事実、そしていじめであると言っている保護者の主張、学校はそうではないと言っている状況等を鑑みても、これを外すことは得策では無いだろうと、これは重大事態と捉えて、事務にあたる方が望ましいのではないかと協議しまして、そういうふうになっている現実がございます。今後もそういうふうな部分が出てきた時には、法の趣旨がそのような解釈でありますので、今後も起きる可能性があるとしてもそういう指針で対処していきたいこととなります。

添石委員長

神村委員、よろしいでしょうか。

神村委員

学校現場と委員会の指導が一致していかないと、学校現場もやりにくい部分も出てくる可能性が十分にあると思うんですね。ですから、この一文を入れたことによって、委員会はそう捉えていると、学校はそう捉えてないという方向性でいくと、現場というか、学校を預かる学校長にしても納得いかないという捉え方をすると、早期解決に結びつかないと思うんですね。この辺を危惧しての質問でしたけれども、こういう重大事態になった時には、やはり委員会が動かないといけないと思うので、現場を経験した者としては、校長の支援もして行って下さいとお願いもしたいのです。

添石委員長

はい、田端部長。

田端部長

重大事態と定義づけられることが起こった時に、例えば、長期欠席の場合でも、学校の結論だけでそのまま素通りするのではなくて、教育委員会として保護者の申し出を受けて、調査をして介入していきたいという意味合いでございます。

神村委員

一人の子を救うには、やはり学校だけでは無理だと思いますので、その辺の委員会の努力に賛同もしますしエールも送りたいと思います。

添石委員長

よろしいでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員

6ページの(3)調査の趣旨及び調査主体の、上から3行目に「因果関係の特定を急ぐべきではなく」という、この「因果関係」という事なんですが、客観的な事実関係というのは下のほうに説明があつて、いつ、誰から行われ、どの様な状態とあるのですが、「因果関係の特定」というのはどういう事を指すのでしょうか、教えてください。

添石委員長

はい、田端部長。

田端部長

因果関係というのは、何が原因でこうなったかという場合、例えば長期欠席している場合、これはいじめとの関係がありましたというのを、特定を急ぐのではなくて事実の解明から先に客観的に行われていきますよ、という事であります。

喜久里委員

今のご説明から行くと、事実関係を明確にする説明のところに、「いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があつたのか」というのが因果関係に重なるのかなという気がするのですが、またそれとは違うのでしょうか。

田端部長 重大事態の発生の調査においては、このいじめがあったから、これが結びついて重大事態に陥った、ということをお先に持つてくるのではなくて、その前にしっかりと客観的に事実を確認して積み上げてそれから背景を探る、そしてこの事実の解明に向けて行くという一連の手順を表したものでありますので、これらを全ての方に保護者を含めて、わかっていただきたいという思う訳であります。

喜久里委員 はい、その深さを理解できました。

添石委員長 他いかがでしょうか。それでは、もしよろしければ一旦ここで饒波委員からの意見書がありまして、これはこの場での意見、質問として採択させて進めてよろしいですか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは採用させていただきたいと思います。では、饒波委員からの質問、意見に関して私のほうで読み上げていきたいと思います。まず一番目の質問です。
「以下条文の責任の所在の確認をさせて下さい。まず第2章の3、教育委員会の取り組みの箇所についてですけれども、責任は教育長でよろしいですか」。第2章の3、3ページから4ページの中盤まで、全部にかかっていますけれども。はい、田端部長。

田端部長 那覇市の施策の中で教育委員会の取り組みでありますので、教育委員会の長の責任で良いのではないかと思います。

添石委員長 これは、責任は教育長であるという回答で。はい、神村委員。

神村委員 責任は誰であるというのは中にはなくて、ただこれは全体として教育委員会の取り組みだから、責任は教育長ですねという、それだけの話ですよ。条文の中では何もそういう文章としては明記されていないですよ。

添石委員長 それでは今一度、饒波委員からの第2章の3、教育委員会の取り組み、責任は教育長でよろしいですかという文に関して、説明をお願いします。はい、田端部長。

田端部長 第2章の3、教育委員会の取り組みでございますが、各種の取り組み、事業等行うにあたっては、教育長のほうが実質的な責任者になるものと考えております。

添石委員長 それでよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 ここでの決議事項は、後ほど饒波委員のほうには議事録として伝えていきたいと思っております。続きまして、「第3章のいじめ防止等のために学校が実施すべき施策、責任は学校長で良いですか」という質問に対して。はい、田端部長。

田端部長 第3章のいじめ防止等のために学校が実施すべき施策について、やはり子ども達の教育活動に携わっているのが学校でありますので、いじめ防止に向けて主体的に責任を持って取り組んでいただきたいという思いで記載されているものでありますので、学校長の責任で行われていただきたいというふうに思います。

添石委員長
全 員
添石委員長

はい、わかりました。今のお答えに関してよろしいでしょうか。
異議なし

それでは二番目の質問にいきます。第3章の1(3)、4ページにあります。「文中の『いじめ防止対策委員会』は初めてここに出てくる名称であると、なので『いじめ防止対策委員会』次項参照、としたほうが良いのではないか」という意見です。要するに文中、ここで初めて出て来て次のページにおいて、いじめ防止対策委員会の件が触れられているので、表記の方法、文章としての構成の部分での意見だと思うのですが、こちらのほうお答えできますでしょうか。

宇根副参事

今の文に対しましては、「いじめ防止対策委員会を中心に」という文を削除しまして、(3)より実効性の高い取り組みを実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを校内で点検し、必要に応じて見直すことが重要である。というふうに修正したいと思います。

添石委員長
全 員
添石委員長

よろしいでしょうか、委員の先生方。
異議なし

それでは饒波委員の質問、意見書のほうに、また戻っていただきまして、3番目の質問になります。「以下の文中に、いじめの問題など学校が抱える課題というのがあるが、いじめ防止基本方針が、いじめ以外の学校が抱える課題をも対象とするようにも読み取れます。問題はないか」、4ページになります。(3)学校評価、学校運営改善の実施のイ、学校運営改善の支援、教育委員会は教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、教職員の職務の改善・効率化を推進し、学校運営の改善を支援する。また学校が学校評議員会等を活用することにより、いじめの問題など、学校が抱える課題を保護者や地域住民等と共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。いじめの問題、などを入れると、このいじめ以外の、すべての課題をも対象とするようにも読み取れるけれども、これは特に問題はないか。という質問になりますね。はい、田端部長。

田端部長

本案につきましては、いじめ問題というのが限定的なものではありませんので、幅広く教育活動に関係していく様々な課題とも関連するのも含めて、それらの全て関連したものを取り扱いつつ、いじめの問題を解決したいという意味合いでございます。

添石委員長
全 員
添石委員長

はい、それでは委員の皆さんよろしいでしょうか。
異議なし

それでは続きまして、最後の4番目の質問になります。第2章の3、「教育委員会の取り組み(3)学校評価、学校運営改善の実施のア、学校評価教育、教員評価の留意点、イ、学校運営改善の支援の文は、行為の主体が分かりにくいと思

ます。以下、文の構造を明らかにして修正案を作ってみましたので提出しておきます」。はい、田端部長。

田端部長 饒波委員ご指摘の文面、非常に意味が通って望ましいとは思いますが、原案として大意はあまり変わりませんので、原案どおりでお願いしたいと思います。

添石委員長 はい、それでは委員の方々も、また文章を一つ一つ読んでいただいたと思いますが、田端部長からは原案のままの表記で進めたいというご回答ですけれど、いかがでしょうか。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 他市の基本方針をみても、特にこういったかたちの表現については、問題なく使われているということもありますので、今の表記で問題ないと思います。

添石委員長 現状でということで、渡慶次教育長からも意見ありましたが、そのままでもよろしいでしょうか。はい、喜久里委員。

喜久里委員 内容については、よく理解できますので特に問題はないのかと思います。

添石委員長 よろしいですか。それでは、饒波委員からの4番目の質問、第2章の部分に關しましては原状の表記のままで進めるということで、特にこれ以上意見なければ、見解をまとめたいと思います。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは、議案第27号「那覇市いじめ防止基本方針の策定について」は、4ページの一部、修正除の部分がございましたので、一ヶ所修正ということで決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 はい、ありがとうございます。それでは議案第27号「那覇市いじめ防止基本方針の策定について」は、決定させていただきました。それでは以上を持ちまして平成26年度第10回教育委員会会議定例会を終了いたします。

案件の審議結果

報告1	教育長が臨時代理したことについて	承認
議案第27号	那覇市いじめ防止基本方針の策定について	一部修正し可決